

○総務省令第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「又は」を「を使用するもの又は定格電圧一〇〇ボルト若しくは二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用し、かつ、」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。